第１０３号議案

中野区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和８年１１月２６日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

印鑑登録申請に係る本人確認の手続に係る規定を改め、印鑑登録原票の登録事項の変更の届出に係る規定を廃止するとともに、多機能端末機による納税証明書の交付の終了に伴い規定を整備する必要がある。

中野区印鑑条例の一部を改正する条例

中野区印鑑条例（昭和５０年中野区条例第３２号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第１６条」を「―第１５条」に、「第１７条～第１９条」を「第１６条―第１８条」に、「第２０条～第２２条」を「第１９条―第２１条」に改める。

第５条第１項中「、又は」を「又は」に改め、同条第２項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第３項第２号中「東京都の」を削り、「すでに」を「既に」に改める。

第１２条中「第１５条」を「第１４条」に改める。

第１３条を削る。

第１４条第３項中「情報通信技術活用条例」を「中野区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成１７年中野区条例第２４号。以下「情報通信技術活用条例」という。）」に改め、同条を第１３条とし、第１５条を第１４条とする。

第１６条中「第１４条第１項」を「第１３条第１項」に改め、同条を第１５条とし、第３章中第１７条を第１６条とする。

第１８条第３項中「、課税証明書又は納税証明書」を「又は課税証明書」に改め、同条を第１７条とし、第１９条を第１８条とする。

第２０条の見出し中「質問」の次に「等」を加え、同条第２項中「当り」を「当たり」に改め、第４章中同条を第１９条とし、第２１条を第２０条とし、第２２条を第２１条とする。

附　則

この条例は、令和９年１月４日から施行する。ただし、第５条第１項、第２項及び第３項第２号並びに第２０条の見出し及び同条第２項の改正規定は公布の日から、第１８条第３項の改正規定は令和８年１

２月２９日から施行する。